

千葉県摂食嚥下ネットワーク会則

第1条 名称

本会は、千葉県摂食嚥下ネットワークと称する。

第2条 目的

本会は次の目的をもつ

- (1) 千葉県における摂食嚥下に関するネットワークの構築。
- (2) 研究会の開催、発表など摂食嚥下に関する教育的支援を行う。

第3条 事業

本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 研究会の開催(年1回以上)
- (2) その他、本会の目的に添った事業

第4条 会員

会員は、本会の目的に賛同し、摂食嚥下に関する研究、実践活動、教育活動に携わる者で会に参加した者をいう。

第5条 世話人

- (1) 本会は代表世話人並びに世話人を置く。
- (2) 任期は2年とし、再任を妨げない。
- (3) 世話人会は年1回以上開催する。
- (4) 世話人会の議事は、出席者の過半数をもって決する。

第6条 事務局

本会の事務局を東京湾岸リハビリテーション病院に置く。

第7条 会計

本会は、研究会参加費、事業に伴う収入、寄付などによって運営される。

- (1) 会計年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日までとする。
- (2) 研究会の参加費は1人500円を徴収することにする。
- (3) 事務局は年1回、会計報告を行う。

第8条 会則の変更

本会則の変更は、世話人会の議にて決定する。

本会則は平成28年3月16日より実施する。